

新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する 対応状況について

令和3年5月31日(月)18:00 現在
環境省大臣官房総務課危機管理・災害対策室

環境省関連の対応状況については、以下のとおり。

【省全体関係】

<令和2年>

- 環境省情報連絡室を設置(1月21日)
- 環境省新型コロナウイルス感染症対策連絡会議を開催(1月23日)
- 環境省新型コロナウイルス感染症対策本部を開催(1月30日)
- ホテル三日月(勝浦市)に退避邦人(政府対応ユニット)対応のため、職員1名を派遣(2月3日)
- 税務大学校(和光市)に退避邦人(政府対応ユニット)対応のため、職員1名を派遣(2月12日)
- 税務大学校(和光市)にクルーズ船下船者対応のため、職員1名を派遣(2月13日)
- 第2回環境省新型コロナウイルス感染症対策本部を開催(2月14日)
- 環境省の各関係部局から関係法人の職員及び関係業界団体等の従業員に対し、「新型コロナウイルスを防ぐには(厚生労働省発表)」を周知し、感染拡大の防止について適切に対応するよう要請(2月18日)
- 第2回環境省新型コロナウイルス感染症対策連絡会議を開催(2月20日)
- 税務大学校(和光市)にクルーズ船下船者対応のため、職員1名を派遣(2月21日)
- 第3回環境省新型コロナウイルス感染症対策本部を開催(2月21日)
- 第3回環境省新型コロナウイルス感染症対策連絡会議を開催(2月25日)
- 第4回環境省新型コロナウイルス感染症対策連絡会議を開催(2月28日)
- 第4回環境省新型コロナウイルス感染症対策本部を開催(2月28日)
- 税務大学校(和光市)にクルーズ船下船者対応のため、職員1名を派遣(2月28日)
- 第5回環境省新型コロナウイルス感染症対策本部を開催(3月6日)
- 第5回環境省新型コロナウイルス感染症対策連絡会議を開催(3月11日)
- 第6回環境省新型コロナウイルス感染症対策本部を開催(3月13日)
- 第7回環境省新型コロナウイルス感染症対策本部を開催(3月13日)
- 第6回環境省新型コロナウイルス感染症対策連絡会議を開催(3月26日)
- 第8回環境省新型コロナウイルス感染症対策本部を開催(3月27日)
- 第7回環境省新型コロナウイルス感染症対策連絡会議を開催(4月2日)
- 第9回環境省新型コロナウイルス感染症対策本部を開催(4月3日)
- 第10回環境省新型コロナウイルス感染症対策本部を開催(4月7日)
- 新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮に関して、関係事業者団体代表者宛に環境大臣、厚生労働大臣、総務大臣、法務大臣、文部科学大臣の連名による要請を実施(4月13日)
- 第11回環境省新型コロナウイルス感染症対策本部を開催(4月17日)
- 第12回環境省新型コロナウイルス感染症対策本部を開催(4月24日)
- 第13回環境省新型コロナウイルス感染症対策本部を開催(4月30日)

- 第 14 回環境省新型コロナウイルス感染症対策本部を開催（5 月 8 日）
- 第 15 回環境省新型コロナウイルス感染症対策本部を開催（5 月 15 日）
- 第 16 回環境省新型コロナウイルス感染症対策本部を開催（5 月 22 日）
- 第 8 回環境省新型コロナウイルス感染症対策連絡会議を開催（5 月 26 日）
- 第 17 回環境省新型コロナウイルス感染症対策本部を開催（5 月 29 日）
- 第 18 回環境省新型コロナウイルス感染症対策本部を持ち回り開催（6 月 5 日）
- 第 19 回環境省新型コロナウイルス感染症対策本部を開催（6 月 19 日）
- 第 20 回環境省新型コロナウイルス感染症対策本部を持ち回り開催（7 月 10 日）
- 第 21 回環境省新型コロナウイルス感染症対策本部を持ち回り開催（7 月 31 日）
- 第 22 回環境省新型コロナウイルス感染症対策本部を開催（11 月 20 日）

<令和 3 年>

- 第 23 回環境省新型コロナウイルス感染症対策本部を開催（1 月 5 日）

【時差出勤・テレワーク等関係】

<令和 2 年>

- 環境省において原子力規制庁を含め 2 月 21 日までに体制整備を行い、2 月 25 日より開始。
- 環境省の所管団体（廃棄物、動物・ペット関連団体）に対し、風邪症状が見られるときの従業員が休みやすい環境整備とともに、時差出勤・テレワークの活用促進の依頼について関係者への周知を依頼。（2 月 19 日）
- 環境省所管の動物取扱業等に対し「従業員が働きやすい環境整備に向けて」を通知（2 月 19 日）

<令和 3 年>

- 環境省の所管団体（廃棄物、動物・ペット関連団体）に対し、風邪症状が見られるときの従業員が休みやすい環境整備とともに、時差出勤・テレワークの活用促進の依頼について関係者への周知を依頼。（5 月 25 日）
- 環境省の所管団体（動物・ペット関連団体）に対し、出勤者数の削減に関する取組内容の公表について、実績などをわかりやすく定量的に示すためのフォーマット等の周知・活用及び必要な取組を依頼。（5 月 27 日）

【環境省が主催するイベントへの対応】

<令和 2 年>

- 厚生労働省の「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」を踏まえ、環境省主催イベントについて、3 月 31 日までに開催予定の 100 名以上の参加者が予定されるイベントは延期又はネット中継や録画配信等による対応、100 名未満のイベントでは、感染拡大防止の措置等の取組状況をチェックし不足の場合は延期や動画配信等による開催の必要性を個別に判断。（2 月 21 日）
- 内閣総理大臣「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」を踏まえ、今後 2 週間程度において環境省が主催するイベントについて、規模の大きさに関わらず延期又はネット中継や録画配信等による対応を判断。（2 月 26 日）
- 政府新型コロナウイルス感染症対策本部での総理発言を踏まえ、環境省が主催する 3 月 31 日まで開催予定のイベントは規模の大きさに関わらず延期又はネット中継や録画配

信等による対応を判断。(3月11日)

- 環境省が主催する開催予定のイベントは、当面の間、規模の大きさに関わらず延期又はネット中継や録画配信等による対応を判断。(3月27日)

【環境省が発注する工事及び業務について】

<令和2年>

- 環境省発注の工事又は業務については、受注者の感染拡大防止の意向を尊重し、受注者に対して工事又は業務の一時中止や工期又は履行期間の延長の意向を確認し、受注者の責めに帰すことができないものとして、変更等の契約事務を適切に行うよう関係者へ周知。(2月28日)

【廃棄物関係】

<令和2年>

- 自治体、廃棄物処理業界団体及び医師会に対し、新型コロナウイルスを始めとする感染症に係る廃棄物の適正な処理について通知し、関係者への周知を依頼。(1月22日)
- 自治体、廃棄物処理業界団体及び医師会に対し、安全かつ安定的な廃棄物処理事業の継続のための必要な措置の実施について通知し、関係者への周知を依頼。(1月30日)
- 自治体に対し、廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策の実施のため、指導監督を始めとする必要な措置の実施について通知し、関係者への周知を依頼するとともに、廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策に関するQ&Aを環境省ウェブサイトに掲載。(3月4日)
- 3月13日付けで、セーフティネット保証5号の指定業種に、廃棄物に関連する業計10業種が追加された(指定期間は3月13日~3月31日)。また、この旨を廃棄物処理業界団体等宛てに周知した。(3月13日)
- 御家庭でのマスク等の捨て方や、医療関係機関等における廃棄物の取扱いに関する留意点についてのチラシを作成し、自治体、廃棄物処理業界団体及び医師会等に対し関係者への周知を依頼するとともに、環境省ウェブサイトやSNS等に掲載。(3月27日)
- 自治体に対し、緊急事態宣言が発出された状況下にあっても、廃棄物の処理について安定的に業務を継続するよう求めるとともに、その継続に当たって措置すべきこと等について通知し、関係者への周知を依頼。(4月7日)
- 自治体に対し、廃棄物処理施設の点検及び機能検査における防護服の使用節減の徹底等について通知し、関係者への周知を依頼。(4月10日)
- 自治体に対し、新型コロナウイルス感染症に対応した産業廃棄物の処理能力を確保するための対応について通知し、関係者への周知を依頼。(4月17日)
- 自治体に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた産業廃棄物処理業の更新許可事務における対応について通知し、関係者への周知を依頼。(4月27日)
- 自治体に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、PCB廃棄物に関する期限を伴う法定義務の履行が困難となる場合の当該義務への対応について通知し、関係者への周知を依頼。(4月28日)
- 廃棄物処理法施行規則の一部を改正する省令(以下「改正省令」という。)を公布・施行し、併せて、自治体に対し、改正省令の内容及び適正かつ円滑な処理体制の確保のための関係主体との連携協力体制の構築等について通知し、関係者への周知を依頼。(5月1日)
- 軽症者等の宿泊療養施設の廃棄物を取扱う方やごみ収集運搬の作業員の方が留意すべき感

染症対策についてのチラシを作成し、自治体、廃棄物処理業界団体等に対し関係者への周知を依頼するとともに、環境省ウェブサイトやSNS等に掲載。(5月1日)

- 新型コロナウイルス感染症に対処するための廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令を公布・施行し、併せて、自治体に対し、省令の内容について通知し、関係者への周知を依頼。(5月15日)
- 都道府県に対し、循環型社会形成推進交付金等事業に係る感染拡大防止対策の徹底について通知し、関係者への周知を依頼。(5月27日)
- 避難所でのごみの捨て方や、日本に在留する外国人の方々向けのやさしい日本語版のごみの捨て方のチラシを作成し、自治体に対し住民等への周知を依頼するとともに、環境省ウェブサイトに掲載。(7月6日)
- 各自治体の新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物分野の対策事例を調査・集計し、他の自治体に対し横展開するとともに、市町村に対し一般廃棄物処理事業継続計画の作成を依頼した。(7月27日)
- 廃棄物収集運搬作業時の留意点をまとめた動画を環境省 YouTube に掲載し、自治体、廃棄物処理業界団体等に対し、関係者への周知を依頼した。(7月31日)
- ごみの捨て方等のチラシの英語版及び中国版を作成し、環境省ウェブサイトに掲載。(英語版：8月17日、中国語版：9月16日)
- 新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の排出時の感染防止策、適正な処理のために講ずべき対策、感染拡大時における処理体制の維持のためにとるべき措置等について取りまとめた「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を策定し、自治体及び関係団体に周知した。(9月7日)

<令和3年>

- 自治体に対し、緊急事態宣言が発出された状況下にあっても、廃棄物の処理について安定的に業務を継続するよう求めるとともに、その継続に当たってこれまで通知した感染防止策等について関係者への周知を依頼。(1月7日)
- 自治体に対し、公共浄化槽使用料の支払い猶予等の柔軟な措置の実施及び公共浄化槽使用者への周知について、通知を発出。(1月25日)
- 自治体に対し、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に伴い排出される廃棄物の処理について通知を発出するとともに、関係団体に周知。(4月2日)
- 自治体に対し、緊急事態宣言が発出された状況下にあっても、廃棄物の処理について安定的に業務を継続するよう求めるとともに、その継続に当たってこれまで通知した感染防止策、環境省への情報提供等について関係者への周知を依頼(4月26日)

【東日本大震災復興関連の情報発信施設関係】

<令和2年>

- 環境省が所管する福島県内の東日本大震災復興関連の3つの情報発信施設について、感染拡大防止のため、3月3日から、当面の間、臨時休館する。(3月4日時点)
 - ・環境再生プラザ(福島市)
 - ・中間貯蔵工事情報センター(大熊町)
 - ・特定廃棄物埋立情報館リプルンふくしま(富岡町)
- 5月25日までに全国において緊急事態宣言が解除されたこと、また6月19日に都道府県をまたぐ移動の自粛要請が解除されること等を勘案し、3つの施設について感染拡大防止策を講じた上で再開予定(6月20日)。

【国民公園、国立公園等の施設関係】

＜令和2年＞

国民公園内の施設、国立公園内のビジターセンター等、世界遺産センター、野生生物保護センター等について、以下の対応を実施。

○入園者が使用できる手指の消毒液を休憩所内等に設置及び感染予防のため消毒液の利用を推奨する張り紙の掲示を実施。(1月24日より)

○入園者に対し、新型コロナウイルス関連肺炎への予防行動(手洗い、咳エチケット等)の呼びかけや帰国者・接触者相談センターへの相談目安や情報把握のための連絡先等を記した張り紙を掲示(日、英、中)。その後適宜必要な情報を更新(1月31日より)

掲載している連絡先等：外国語対応可能な医療機関検索サイト、JNTOの相談窓口、
中国領事館相談受付連絡先、厚生労働省フリーダイヤル。

○自然公園財団、休暇村協会に対し、消毒液の設置や掲示を依頼。(1月31日)

○2月28日付で開館・閉館の対応方針を全施設に連絡。4月17日には全国の展示施設の閉館と野営場等の閉館検討を指示、4月27日には駐車場の閉鎖検討を指示。(事務連絡を3月6日、4月13、17、27日に更新)。136施設(全てのビジターセンター、野営場、遺産センター、水鳥湿地センター施設、野生動物の飼養繁殖施設・保護施設)が閉館又は公開中止(公園内の案内等安全確保のため職員は常駐)。(4月28日現在)

○京都御苑・皇居外苑(北の丸地区含む)のHPや看板等で、花見時期の対応として園内における飲食を伴う宴会等のご利用を控えて頂くことについて周知。(3月6日、3月10日)

○新宿御苑のHPや看板等で、「桜繁忙期の待機列解消へのご協力をお願い(年間パスポート申込書事前記入・チケットの事前購入)」について周知。(3月6日)

○新宿御苑のHPや看板等で、「園内の混雑の状況によっては入園をお断りする場合がございます」と、「レジャーシート等の使用はできないこと」等について周知。(3月13日)

○新宿御苑については当面の期間閉園とした。(3月27日)

○皇居外苑の休憩所・レストラン・売店を閉鎖。(4月1日)

○京都御苑の休憩所・レストラン・売店を閉鎖(4月4日)、運動施設を閉鎖(4月11日)。

○千鳥ヶ淵戦没者墓苑を当面の間、臨時閉園(4月8日)。

○北の丸公園芝生地の立ち入りを禁止。(4月13日)

○皇居外苑(北の丸地区含む)のHPや看板等で、新型コロナウイルス緊急事態宣言を受け、不要不急のご利用を控えていただくことについて周知(4月14日)。

○京都御苑のHPや看板等で、新型コロナウイルス緊急事態宣言を受け、不要不急のご利用を控えていただくことについて周知。(4月17日)。

○皇居周回マラソン(皇居ラン)について団体・グループでの使用の自粛を要請、団体受付停止(4月23日)。

○皇居外苑(北の丸地区含む)及び京都御苑のHPや看板等で、更なる利用自粛について周知(4月24日)。

○京都府において5月21日に緊急事態宣言が解除されたことを受け、京都御苑の休憩所・レストラン・売店・運動施設を再開(6月1日)。

○東京都において5月25日に緊急事態宣言が解除されたことを受け、北の丸公園芝生地の解放(5月26日)、千鳥ヶ淵戦没者墓苑の開園を再開(5月27日)、皇居外苑の休憩所・レストラン・売店を再開(6月2日、6月5日)、新宿御苑の開園を再開(6月2日)。

○年末年始における感染防止対策のため、令和2年12月26日から令和3年1月11日まで

新宿御苑・皇居外苑内休憩施設等を臨時閉園・閉館。

<令和3年>

- 1月7日の緊急事態宣言に伴い、新宿御苑・皇居外苑内休憩施設等を引き続き、閉園・閉館。
- 1月13日の緊急事態宣言の区域変更に伴い、14日より京都御苑の休憩所・レストラン等を閉館。

- 京都府において2月28日に緊急事態宣言が解除されたことを受け、京都御苑の休憩所・レストラン等を再開（3月1日、3月3日）
- 皇居外苑（北の丸地区含む）のHP・看板等で、お花見期間中の酒類を伴う宴会行為の禁止等について周知（3月12日）
- 東京都において3月21日に緊急事態宣言が解除されたことを受け、新宿御苑の開園を再開（3月23日）。事前予約制（3月23日～4月25日まで）による入場制限を実施するとともに、園内における飲酒の禁止や同居している家族間又は4人以下に限ったの飲食など、感染防止対策を周知・徹底。皇居外苑内休憩施設等の一部について再開（3月21日、4月1日）
- 「自然公園等施設における新型コロナウイルスへの対応について」（自然環境局総務課）を発出し、緊急事態宣言下等における対応を周知（4月22日）
- 緊急事態宣言に伴い、新宿御苑及び皇居外苑・京都御苑の休憩施設等について、4月25日から5月11日まで臨時閉園・閉館、4月京都御苑の運動施設等を閉鎖。
- 緊急事態宣言の延長に伴い、新宿御苑及び皇居外苑・京都御苑の休憩施設等について、5月31日まで臨時閉園・閉館、京都御苑の運動施設等を閉鎖（5月7日）。
- 新宿御苑の開園を再開及び新宿御苑並びに皇居外苑・京都御苑の休憩施設等について、一部利用再開（5月31日）

【ペット飼養関係】

<令和2年>

- 「ペットを飼っている皆様へ」のページを設け、ペット飼養に関連する新型コロナウイルス感染症の情報を掲載。（3月4日）
- 都道府県等に対し、第一種動物取扱業の登録等の相談があった際は、個別に事情を聴取しつつ、現下の状況を踏まえて適切な対応をしていただくよう依頼。（4月13日）
- 都道府県等に対し、新型コロナ感染者の飼養するペット預かり等の相談対応について事務連絡を発出（4月17日）
- 都道府県等に対し、第一種動物取扱業の登録、特定動物の飼養許可等について、予定していた申請手続きが困難となった者等に対して適切な制度運用を図る旨の事務連絡を発出（4月28日）
- 飼い主に対して、自身が感染した場合のペットの預かり先を検討しておくことの重要性等を周知するチラシを作成し、環境省ウェブサイト等に掲載（5月12日）

【狩猟免許関係】

<令和2年>

- 都道府県等に対し、狩猟免許の新規交付時の講習の実施に関する配慮を求める（①時期をなるべく遅くする ②3密を避ける ③実技試験では消毒を徹底する等十分な対応をとる）

のほか、法令で規定された3時間の更新講習についてテキストや映像の配布・配信で替えることを可とする事務連絡を発出（4月6日）

- 都道府県に対し、認定鳥獣捕獲等事業者の審査に当たって、受講者が1箇所に集合して研修を受講する形式ではなく、web上の資料等を活用し、受講者が自宅において学習することも可能とする事務連絡を発出（4月24日）

【熱中症対策関係】

<令和2年>

- リーフレット「令和2年度の熱中症予防行動の留意点について～「新型コロナウイルスを想定した『新しい生活様式』」における熱中症予防～」等を厚生労働省とともに連携して作成し、各地方自治体に対する周知依頼の事務連絡を発出するとともに、ホームページで公表（5月26日）
- 「新型コロナウイルスを想定した『新しい生活様式』」における熱中症予防に関して一般の方向けによりわかりやすいリーフレットを厚生労働省とともに作成し公表（6月22日）

<令和3年>

- 熱中症警戒アラートの全国での運用開始と併せて、発表時の予防行動においてマスク着脱時は人との十分な距離の確保に留意することを添えて周知（4月28日）

以上